

## 令和5年第3回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年3月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和5年3月10日(金) 午後4時21分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	8番 河田 直樹
9番 阿部 英志	10番 渡邊 則文
11番 能登谷 和正(会長代理)	12番 仮谷 昌典
13番 中田 省吾	14番 犬飼 正己
15番 秋山 陽太郎(農地担当)	

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘	茅原 弘和	前田 操	守安 淳市
池上 次男	竹内 功次	長代 悦和	大月 泉
黒江 冊旨	藤井 久美		

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義 次長 岡中 芳浩 主査 萬成 教雄 主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

11番委員 12番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第13号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第14号 地域別別段の面積（下限面積）の廃止について

議案第15号 総社市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更  
について

報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第7号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和5年第3回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名。そして農地利用最適化推進委員が10名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようになしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、11番委員、12番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則

第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしく願いいたします。

(農地担当) はい。議事に入る前に今回追加議案が2つあります。議案第14号 地域別別段の面積下限面積の廃止についてと議案第15号 総社市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてでございます。

### 【議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) それでは、議案第10号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。事務局お願いします。

(主査) 【議案第5号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

### 【受付番号48番】

(農地担当) それでは48番、西郡の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件についてですが、受人は現在、6反から7反ぐらい水稻を作付けしており、農機具も所有しております。今回取得する農地ですが、現在畑でみかんを植えていたけれど、地元としては問題ないと考えておりますので、審議をよろしく願いをいたします。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。48番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、48番は許可されました。

### 【受付番号49番】

(農地担当) 続きまして49番、福谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員) この案件ですが、2つの農地で1枚の畑が2つに分かれています。周りの畑を通らないとその園地に入っていけないというような場所であるということで、今回の申請になりました。受人は両親と同居されており、農業も手伝われております。受人は、水稻と桃を一生懸命作られています。この畑ですが桃を植えるということで、作付けの整備をされてい

ました。地元といたしましては問題はないと考えておりますのでよろしく申し上げます。

- (農地担当) 池上委員，補足はありますでしょうか。
- (池上委員) 特に付け加えることはありません。審議の程よろしく申し上げます。
- (農地担当) この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。49番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，49番は許可されました。

#### 【受付番号50番】

- (農地担当) 続きまして50番，日羽の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件ですが，受人は高齢ですけど，娘さんと力を合わせて農地を守ることですので，地元としたら何ら支障がないと思いますし，農地が荒れずによかったと安堵の気持ちであります。詳細は，大月委員から説明をお願いします。
- (農地担当) 大月委員，お願いいたします。
- (大月委員) この件について，受人の長女と面談しました。調査項目に関しましては，問題はありませんでした。地元としては非常に歓迎しております。審議の方よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。50番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め，50番は許可されました。

#### 【受付番号51番】

- (農地担当) 続きまして51番，小寺の件につきまして，地元委員の説明をいたします。
- (15番委員) 受人は以前からこの農地を管理をされておりましたが，渡人が今後も利用されないという事でこの度，贈与となりました。受人は，水田を中心に耕作されておりますので，地元として問題ないものと捉えておりますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。
- (農地担当) それでは，この件につきまして，何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、51番は許可されました。

【受付番号52番, 53番】

(農地担当) 続きまして52番, 黒尾の件につきまして、53番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(3番委員) この案件は、現在、受人が耕作している農地です。地元では問題ないと考えております。詳細は、石尾委員からお願いします。

(農地担当) 石尾委員、何か補足がありましたらお願いいたします。

(石尾委員) 受人が今回購入する農地は自宅のすぐ前の農地です。2筆あるうち1筆は以前から野菜を作っており、今後も引続き耕作をされます。もう1筆は新たに野菜を作ると聞いています。地元としては問題ありませんので、審議の方よろしくをお願いいたします。

(農地担当) それでは、これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、52番, 53番は許可されました。

【受付番号54番】

(農地担当) 続きまして54番, 総社の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員) この案件ですが、渡人は関東の方で、もう管理ができないということで譲ることになりました。受人は、4反ほど耕作をされており、農機具もあるので耕作してもらえらると思います。今までちょっと休耕になっていた農地ですので、地元としてはありがたいです。よろしくをお願いします。

(農地担当) 受人の耕作状況について、説明をお願いいたします。まず、北溝手の耕作状況についてお願いします。

(前田委員) しっかり水稻を耕作されており、一度耕していました。問題ありません。

(農地担当) 総社の耕作状況について地元委員から何かありますか。

(茅原委員) 2枚農地がありまして、1枚は水稻を作付け後、耕耘していました。もう1枚はレンゲを植えており、管理が行き届いていました。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

【受付番号55番】

- (農地担当) 続きまして55番、三須、黒尾の件につきまして、まず三須の件から地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件について、問題ないと聞いております。詳細につきましては守安委員から説明をお願いします。
- (農地担当) 守安委員、説明をお願いいたします。
- (守安委員) この案件ですが、6年前に渡人の孫とこの農地の売買契約書を交わして3条の許可を受けましたが、その直後に渡人の孫が行方不明になり、金銭の授受もなく困っていたところ、この度、新たに買うという方が現れたということです。受人はこの土地を3年くらい前から耕作をしており、地元としては問題ないと思いますので審議をよろしくお願いします。
- (農地担当) 黒尾の農地について地元委員の説明をお願いします。
- (石尾委員) 3年くらい前から使用貸借で黒大豆と水稻を作付けされており、今後も同じく作付けすると聞いています。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
- (農地担当) 受人が耕作をしている農地につきまして確認いただいております。まず西阿曾の農地について地元委員の説明をお願いします。
- (3番委員) 西阿曾の農地は、7筆で4反ほどになります。ここは、もともと耕作条件が悪く、排水が出来ていない状態のものを、購入されて現在は農地として整備をされています。保全管理はされていますが、まだ耕作には進んでいない状況です。以上です。
- (農地担当) 清音軽部の農地について地元委員の説明をお願いします。
- (6番委員) この件については、藤井委員から説明をいたします。
- (農地担当) それでは、藤井委員、お願いします。
- (藤井委員) この清音軽部の農地は現在、水稻を耕作されております。特に問題はありません。
- (農地担当) 清音三因の農地について地元委員の説明をお願いします。
- (5番委員) こちらは、水稻と黒大豆を作付けされておりました。特に問題はありません。
- (農地担当) 受人が真壁ということで、真壁の地元委員から何かありますか。
- (8番委員) 常盤地区の農地について、特に問題なくきちんと使われています。地元としては問題ないと考えています。
- (農地担当) 西郡の農地について地元委員の説明をお願いします。

- (9番委員) 1反半くらい玉ねぎを作付けされておりました。特に問題はありません。
- (農地担当) 宿の農地について地元委員の説明をお願いします。
- (黒江委員) 宿の農地は、この秋に購入されたばかりで、これから耕作をされる予定です。特に問題はありません。
- (農地担当) 受人の耕作状況の報告をいただきました。それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

#### 【受付番号56番】

- (農地担当) 続きまして56番、下林の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件につきましては、渡人が高齢で、後継者もないということで、近所の受人にお願いするということです。受人は、近所の評判も良く、水稻、野菜を中心に増反を希望されております。周辺地域との関係を守り、協力をするとのことでした。地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いいたします。
- (農地担当) 南溝手の農地について、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) 水稻を作付けされておりました。問題ありません。よろしく申し上げます。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

#### 【受付番号47番】

- (農地担当) 続きまして47番、黒尾の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (3番委員) この申請地周辺は桃団地が形成されており、そこに隣接しておる農地です。この農地を果樹栽培に転換しようというこの申請であり、地元としては問題ないと聞いております。詳細は石尾委員から申し上げます。
- (農地担当) 石尾委員、お願いいたします。

(石尾委員) 渡人が高齢という事で、この度周辺で桃栽培している受人が借りるという事です。受人は桃をしっかりやっておりますが、農具もそろっています。問題ありません。審議の方よろしくお願いたします。

(農地担当) 門田の農地について地元委員から説明いたします。

(15番委員) 使用貸借で、桃を作付けされておりますが、しっかりと栽培されており問題ありません。

(農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。47番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、47番は許可されました。

#### **【議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当) それでは議案第11号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第11号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

#### **【受付番号35番】**

(農地担当) 35番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が畑、北が倉庫です。転用した場合の周辺への影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員) この案件は、周辺農地の影響はほとんどないと考えております。詳細は黒江委員から説明いたします。

(農地担当) それでは、黒江委員お願いします。

(黒江委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と



ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、35番は許可されました。

#### 【受付番号36番, 37番】

(農地担当) 続きまして36番, 井尻野の件ですが、37番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が道路、北が田です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) この案件は、既存宅地の上と下を絡めた申請でございます。申請人の居宅に息子さん夫婦が戻って来られるということで、増築を行う関係で測量をしたところ、農地にはみ出していたので是正を含めた案件でございます。この度、2世帯になるということで、下の農地を含めた駐車場としての申請でございます。隣接農地がありますが、承諾も取れておりますし、周辺営農状況を考えましても何ら問題はないと思います。審議の方、よろしくお願ひします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この案件については始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(11番委員) 元々の宅地に対して拡張部分が大きいですけど、これは制度上問題ありませんか。

(主査) 転用面積については、必要最小限という事で、建ぺい率も22パーセントを超えていることから問題はありません。

(農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、36番, 37番は許可されました。

**【議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当) 続きまして議案第12号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、  
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第12号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

**【受付番号148番】**

(農地担当) それでは148番、北溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の  
影響はないと思われまふ。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員) この件についての詳細は前田委員から説明します。

(農地担当) それでは、前田委員をお願いいたします。

(前田委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水  
路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出に  
ついては、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思ひますのでよろし  
くご審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地と  
いうことで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。148番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、148番は許可されました。

**【受付番号149番】**

(農地担当) 続きまして149番、南溝手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が田、南が宅地、北が道路です。転用した場合の農地  
の影響はないと思ひます。以上です。

- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) 周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。149番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、149番は許可されました。

【受付番号150番】

- (農地担当) 続きまして150番、総社の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が田、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (15番委員) この案件については、茅原委員から説明をお願いします。
- (茅原委員) この案件ですが、前回の総会で南の3分の1が同じように宅地申請があり、承認をいただいております。農地の真ん中3分の1程度が残りますが、もう耕作はしないだろうと見ております。周辺農地への影響はありませんので、問題ないと思います。よろしく審議をお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 今回、申請地の前に一部土を入れて車を停めるようにしてございましたので、始末書が提出されております。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。150番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、150番は許可されました。

【受付番号151番】

- (農地担当) 続きまして151番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が畑、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (1番委員) この申請地ですが、ここ最近続けて転用申請が出ており、今は宅地になっています。最後に真ん中の農地が残っていたという土地でございます。農地が一面残っていたところが、今回の申請に上がってきたということで、地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) 竹内委員、何か補足はありますか。
- (竹内委員) 問題ありません。ご審議よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) これらの件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。151番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、151番は許可されました。

【受付番号152番】

- (農地担当) 152番、上林の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この申請地は、上林地区の住宅振興地です。詳細は守安委員から説明をお願いします。
- (農地担当) それでは、守安委員をお願いいたします。
- (守安委員) 周辺営農状況ですが、用水につきましては、必要ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思

ますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。152番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、152番は許可されました。

#### 【受付番号155番】

(農地担当) 続きまして155番、日羽の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が畑、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(2番委員) この案件は、空き家になって売るために測量したところ、倉庫と進入路が農地にはみ出していたことで是正するという案件です。周辺に影響はないと思いますのでよろしく願いをいたします。詳細は大月委員からお願いいたします。

(農地担当) それでは、大月委員から説明をお願いします。

(大月委員) ここは空き家になっていたところで、今回、家を購入する時に測量した結果、はみ出していたということで、始末書も提出されております。地元としては問題ないと思います。よろしく審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この案件は、始末書が提出されています。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということ、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。155番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、155番は許可されました。

【受付番号156番】

- (農地担当) 続きまして156番、金井戸の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が道路、南が畑、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思います。以上でございます。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (4番委員) この案件は、以前に転用許可申請が出て許可を受けたけど、所有者が変わったという事で改めて申請が出されたということです。もう、地上げされているので問題はありません。よろしくをお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) この案件は、昨年許可された場所です。造成までしたところで、理由は分かりませんが取止め届が提出されております。その後、新しく他の方から転用の申請があり、引き続いて住宅を建てるという事です。農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種いずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (11番委員) 問題はないと思いますが、前の方が許可を取ったという事は、手続き的に一旦、許可は取り消しという事ですか。
- (主査) 取止め届が提出されて、今回改めて転用申請があったということです。
- (11番委員) 分かりました。
- (農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。156番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、156番は許可されました。

【受付番号157番】

- (農地担当) 続きまして157番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が畑、南が宅地、北が畑です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (9番委員) この案件ですが、地元としては問題ありません。詳細は黒江委員から説明します。
- (農地担当) それでは、黒江委員をお願いいたします。

(黒江委員) 前回総会で、この申請地の東側で宅地申請が出されて許可を受けています。周辺営農状況ですが、用水は問題ありません。排水は、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。生活雑排水については公共下水道に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。157番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、157番は許可されました。

#### 【受付番号158番】

(農地担当) 続きまして158番、井手の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が道路、南が田、北が道路です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員) 申請地は開発が進んでいる地域です。西と南に隣接している農地は自作地です。今回の開発にあたり、既存の農地に用水等の支障がないような配置となっておりますので、問題ないものと捉えております。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。158番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、158番は許可されました。

【受付番号159番】

- (農地担当) 続きまして159番、三須の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が田、南が道路、北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (14番委員) この案件については、詳細について守安委員から説明します。
- (農地担当) それでは、守安委員をお願いいたします。
- (守安委員) この案件は、農業用倉庫としての転用です。すでにテントみたいなのが建っておりますが、少しずつ倉庫にしていくということです。雨水排水は、今までどおり地下浸透です。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、農振農用地で例外規定として農業に供する施設ということでございます。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。159番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、159番は許可されました。

【受付番号160番】

- (農地担当) 続きまして160番、真壁の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (8番委員) この申請地は、分譲が進んでいる場所で、最後の1区画となる場所で、周辺に農地が無くなりますので、問題ありません。よろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。



- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。160番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、160番は許可されました。

**【受付番号153番】**

- (農地担当) 続きまして153番、日羽の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (12番委員) 周辺の状況ですが、東が畑、西が道路、南が畑、北が宅地です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (2番委員) この案件は、子供が実家の隣に家を建てるという事で申請が出ております。詳細は大月委員から説明します。
- (農地担当) それでは、大月委員をお願いいたします。
- (大月委員) 周辺営農状況ですが、排水については、宅地内に柵を設置し、既存の水路に接続します。日照通風、土砂流出については、問題ありません。総合判断としまして、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (6番委員) この申請ですが、38平方メートルを残すのはなぜですか。
- (主任) この38平方メートルの場所ですが、以前に農業用倉庫で転用している場所なので、そこを除いたところで今回転用申請が出ております。
- (農地担当) 他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。153番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、153番は許可されました。

**【受付番号154番】**

- (農地担当) 続きまして154番、新本の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(12番委員) 周辺の状況ですが、東が山林、西が山林、南が道路、北が山林です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(10番委員) この案件につきましては、高圧線の鉄塔の建て替えと線の張替えということで、一時転用許可申請です。機材の運搬の関係で仮設ヘリポートとして利用するというございます。周辺営農への影響ですが、周りが山間地で水路は埋められておりますが、排水はきちんとされており、影響はないと思いますのでよろしく審議をお願いいたします。

(農地担当) それでは、長代委員、補足がありましたらお願いいたします。

(長代委員) 問題ありませんが、このヘリポートの発着回数、時間、騒音ということは農業委員会で聞くべき問題ではないと思いますが、分かる範囲で事務局から教えていただければと思います。

(主査) そこまでの把握はしていません。

(10番委員) その件について、地元に対して文書が配布をされております。騒音や道を利用することについてはお許しくださいというような内容の文書です。

(長代委員) 期間が2年もあるので、ヘリコプターの発着について、どのくらいかということ地元として知りたいので、分かればお教えいただければと思います。

(農地担当) これが許可できないというものではないけど、許可する際に地元からの意見として、ヘリコプターの発着回数、騒音等の詳しい情報をお知らせいただきたいということを申請者に意見としてつけようとは思いますが、いかがでしょうか。

(長代委員) よろしくお祈いします。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。154番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、154番は許可されました。申請者の方に騒音等の説明を地元に対して求めるという要望を含めての許可とさせていただきます。以上で議案第12号の審議は終了しました。

### 【議案第13号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当) 続きまして議案第13号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、  
を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【議案第13号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

#### 【受付番号6番】

(農地担当) この件について現地を確認していますので報告します。

(15番委員) 今回、用途廃止が出されている水路と道路ですが、現在何も使われておりません。元々は東西に走る水路と道路でございました。今回、この辺の開発が進んでおり、その関係でこの水路と道路が付け変わるということです。従いまして、用途廃止申請しても周辺の問題はないものと地元としては捉えております。以上です。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それではこれらを廃止しても、周辺営農上問題なしと回答してよろしいでしょうか。

(委員) よろしい。

(農地担当) それではそう回答させていただきます。

#### 【議案第14号 地域別別段の面積（下限面積）の廃止について】

(農地担当) 続きまして、別紙になります議案第14号地域別別段の面積下限面積の廃止についてを  
議題といたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

(次長) 【議案第14号 地域別別段の面積下限面積の廃止について説明】

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございました下限面積の廃止でございます。この件について  
ご質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(6番委員) 今後は、農地を所有していなくてもよくなったという事で、家庭菜園みたいなどころで  
も売買が成立するのでしょうか。

(次長) 下限面積の面積要件がなくなりますので、まずそのハードルはなくなります。他の3  
条の要件はありますので、取得しようとする農地を効率的に利用できるのかといった審査  
をしていただくこととなります。それは今までと同じですので適切に皆さんで審議して  
いただきたいと思います。取得面積によって農機具が必要であるとか、いろいろヒアリング  
をしながら審査をしていく必要があると思いますのでよろしくお願いいたします。

- (農地担当) 今の話ですと下限面積等がなくなりますので、地元委員としての対応は、本当にきちんと営農出来るのかどうかを、今までよりシビアに見ていかなければなりません。今までは、新規就農者が農地を取得する場合、申請者を呼び出ししてヒアリングをしてきましたが、新規就農者が取得するのと同じような聞き取りを行わないと難しくなってくるだろうと思います。
- (2番委員) 例えば、水稻をするのに2反購入する時に下限面積はありません。やる気があるなら、トラクター、コンバイン、田植機を所有しているのかということになると思います。それがなければ、鍬でやるのかということになってしまいます。また、1畝ほどで野菜を作りますのであれば鍬や管理機があれば出来るかなということだと思います。従いまして、地元農業委員がよく精査して、この人なら農地取得しても大丈夫だということを見ていただくようになると思うので、よろしくをお願いします。
- (黒江委員) 下限面積が無くなることで、審査をする農業委員に対してそれはちょっとハードルが高くなると思います。
- (農地担当) ハードルが上がるというのはあります。地元委員での判断が難しい場合、呼び出し案件が出来るというようにしたいと思います。当然、判断が出来ればいいですが、判断しにくい場合もあると思います。ただ農業がやりたいということで、それはさすがに無理だろうというような農地を取得しようとする方もいると思うので、呼び出しをして慎重に聞き取り、きちんと判断が出来るようにすべきだと思いますので、もし判断が難しいと思ったら事務局に連絡していただくようにしていくしかないと思います。
- (12番委員) 就農日数について年間何日以上が必要ということは、運用で決まっているのですか。
- (主任) 現在の3条の様式内で示している年間150日以上というのは、国が示している様式例をそのまま使用しています。
- (12番委員) 年間150日以上でないと3条で農地を取得することが困難になるのですか。
- (主任) 年間150日以上にならないような営農をされてる方もいると思います。その場合は、その方が必要な農業の従事日数をきちんと全て自分がやりますということを示していただくこととなります。150日という数字にとらわれず、この人なら日数は少ないけど大丈夫だろうという判断が必要となります。その作物をするのに150日以上も必要ないということもあると思いますので、その時は、何を作付けするのかで総合的に判断していただければいいかと思います。
- (農地担当) 今回の改正は、農地付き空き家を視野に入れた撤廃だと思いますが、家を取得する時に農地が付いてくる場合と普通の3条で農地を取得する場合で考え方を分ける必要があるなと思います。そこは臨機応変に対応していきたいと思います。
- (農地担当) 他に何かありますでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは、この地域別別段の面積下限面積の廃止につきまして原案通り承認といたして

よろしいでしょうか

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案どおり承認いたします。

#### **【議案第15号 総社市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について】**

(農地担当) 続きまして、別紙になります議案第15号総社市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを議題いたします。それでは事務局より説明をお願いいたします。

(次長) **【議案第15号 総社市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について説明】**

(農地担当) ただ今、事務局より説明がございましたが、質問等ございましたら挙手の上お願いいたします。

(3番委員) 地域計画が人・農地プランの変更ということで説明がありましたが、実際に、農業委員会はどのような形で地域計画に関与してくようになるのか教えてください。

(次長) 地域計画については、農林課が作成をしていきますが、農地の情報提供や担い手へのマッチングができるような情報の提供、また、地図を作成していくようになりますが、農地パトロールの情報提供というのが主な役割と思います。

(3番委員) 地区計画の地域はどのように策定していくのですか

(次長) 地区計画は2年後までに作成していくということで、今、国からいろいろ説明を受けている段階なので、まだどの区域でやっていくかというところまで話は出来ていないです。

(農地担当) 他にご質問ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは、この件につきまして、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、原案どおり承認いたします。

#### **【報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第3号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第5号 報告書について朗読】

**【報告第6号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第6号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第6号 報告書について朗読】

**【報告第7号 農地法第6条の規定による報告について】**

(農地担当) 次に、報告第7号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第7号 報告書について朗読】

**【報告事項】**

(農地担当) 29ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が10件、4条関係が3件、5条関係が13件でございました。次に、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見については、周辺営農上問題なしと回答します。また、地域別別段の面積につきましては、原案どおり承認といたしました。さらに、総社市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について、原案どおり承認といたしました。以上で、日程第3の農地案件につきましての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございます。それでは、日程第4その他に入ります。委員の方から何かありますか。

(農地担当) 今日もありましたが、3条案件でメインの担当地元委員以外に農地を確認する場所がある場合、それ以外の農地で問題がない場合は、事務局かメインの担当委員さんに問題ないという報告をしていただくようにしたいと思います。もし、農地で問題がある場合は、総会で報告をしていただくようにしますが、そうでなく問題ない場合は、事前に事務局に一報をいただき、当日の議事においては問題ないという報告をいただいておりますという形でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) それでは、そのように進行いたします。

(会長) その他に何かありますでしょうか。

(委員) なし。

(会長) ないようでしたら、私から一言、報告があります。農業委員会は毎年、農業委員会の最適化活動の目標とその活動目標の点検評価を作成し、公表することとされております。毎年、運営委員会で活動目標と、点検評価を作成していますが、今回におきましても、運営委員会で作成し、令和5年度活動目標については4月総会、令和4年度の点検評価については、6月総会で皆様に報告をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 異議なし。

(会長) それでは、運営委員会で活動目標及び点検評価を作成いたします。なお、令和5年度活動目標については、3月末までに農業会議の確認を受けて、4月末までに公表することとなっておりますので、それに合わせて準備してまいりたいと思います。また、令和4年度の点検評価については、今年度の皆さんの活動記録簿を集計して、5月末までに運営委員会で作成し、6月総会で皆様に報告というスケジュールとさせていただきます。以上、私からの報告とさせていただきます。それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理) 【閉会挨拶】 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後4時21分**